

平成

二十七年

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第四号)

平成二十七年十二月十五日(火曜日)

議事日程(第四号)

平成二十七年十二月十五日 午前十時開議

第一 議第五十七号 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特

定個人情報提供に関する条例の制定について

議第五十九号 宇井防災コミュニティセンター条例の制定について

議第六十六号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について

議第六十七号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について

議第六十八号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について

議第六十九号 五條市大塔郷土館に係る指定管理者の指定について

議第七十二号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定について

議第七十三号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

議第八十一号 平成二十七年五條市一般会計補正予算(第四号)議定について

第二 議第五十八号 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例の制定について

議第六十三号 五條市国民健康保険条例の一部改正について

議第六十四号 五條市斎場条例の一部改正について

議第七十号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

日程第一、第二まで

- 議第七十一号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について
- 議第七十四号 五條市大塔総合案内センターに係る指定管理者の指定について
- 議第七十五号 五條市大塔山村体験実習センターに係る指定管理者の指定について
- 議第七十六号 五條市大塔水車施設に係る指定管理者の指定について
- 議第七十七号 五條市大塔ふれあい交流館に係る指定管理者の指定について
- 議第七十八号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について
- 議第七十九号 南和広域医療組合規約の一部改正について
- 議第八十二号 平成二十七年五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第三 同第十三号 五條市教育委員会教育長の任命について
- 第四 発議第十六号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書について

出席議員（十二名）

七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
岩	窪	吉	宗	牧	平	養
本		田	部	野	岡	田
	佳		康	雅	清	全
孝	秀	正	寛	一	司	康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	理事（総務部長）	市長公室長	危機管理監	すこやか市民部長	あんしん福祉部長	産業環境部長	都市整備部長	教育部長	西吉野支所長	大塔支所長
太田	堀内	山田	福塚	山本	稲次	河村	辻村	田中	近井	山本	泉谷	
好成	伸和	勝彦	修二	裕美	康友	信彦	稔泰	稔巳	利子	進治		
紀吉	起宏	彦宏	二彦	美二	友彦	彦泰	泰巳	巳子	子治			

八番	九番	十番	十一番	十二番
福山	吉田	益田	大谷	
塚口	田口	田口	谷田	
耕司	雅範	吉博	龍雄	
実司	範司	博司	雄司	

事務局職員出席者

会計管理者	西 子
秘書課長	西 尾
企画政策課長	水 本
財政課長	和 田
土地開発公社事務局長	上 幸
事務局長	竹 本
事務局次長	久 保
事務局係長	辰 巳
事務局主任	片 山
速記者	柳 ケ
	瀬
	五 仁
	美 美
	勝 彦
	治

午前十時零分再開

○議長（窪 佳秀）ただいまから、去る七日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）初めに、日程第一、議第五十七号、議第五十九号、議第六十六号から議第六十九号、議第七十二号、議第七十三号及び議第八十一号の九議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会吉田正委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田 正登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田 正）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五十七号、議第五十九号、議第六十六号から議第六十九号、議第七十二号、議第七十三号及び議第八十一号の九議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、七日の本会議において当委員会に付託され、八日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしたものであります。

初めに、議第五十七号 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定で行える事務については、国が設置する情報提供ネットワークシステムを経由した情報と限定されていて、個人番号の利用について記録され、誰が利用したか確認することができものである。また、法律に規定されていない事務で、五條市が市民の利便性の向上や行政事務の効率化の観点から特定個人情報情報を独自利用・庁内連携・同一地方公共団体内の他機関に提供して利用する場合は条例を制定する必要がある。本条例は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して、五條市の責務として、適正な取扱いをするための必要な事項を定めるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、個人番号等の情報に関わる事務を委託する場合の委託先の監督についてただしたのに対し、「それぞれの所管で委託先を選定し、仕様書の中で取扱いを明記し、情報の処分等も明記していく。」との答弁がありましたが、委員から、情報漏えいがあった場合の対処方法についてただしたのに対し、「管理規定の中で漏えい等の事案発生時への対応事項を規定しており、違反した場合、契約解除、損害賠償等の事項も明記している。」との答弁がありました。また、委員から、条例の施行が平成二十八年一月一日となっているが、総務省の通達では平成二十七年十月一日から開始するとなっていることについてただしたのに対し、「全国的に初めてであり、他団体の取組も調べた上で条例化しており、奈良県や他市においても十二月議会での上程となっている。」との答弁がありましたが、委員から、条例をチェックする余裕がなかったということもあるので、早くから取り組むべきであったとの意見がありました。また、委員から、例えば、申請時に住民票が必要な申請手続等において、個人番号の通知カードだけでも個人番号カードと同様に手続できるのかただしたのに対

し、「同じように住民票がなくても手続はできる。」との答弁がありました。委員から、例えば、将来的に個人番号カードを持っていれば印鑑登録証として利用できるようなのかただしたのに対し、「県内十二市においても現在実施する方向で検討しているところはないと聞いている。また、本人以外の方が印鑑証明を取りに来る場合にはカードを預けたりすることや、十二桁の個人番号も載っているため、取扱いなどの問題があることから、それらの問題がクリアされれば検討することは考えられる。」との答弁がありました。委員から、市民目線に立って個人番号カードを活用できる取組をしてもらいたいとの意見がありました。また、委員から、個人番号カードの申請手続や質問に対する説明体制についてただしたのに対し、「個人番号カードの交付については市民課で対応し、総合的には地域政策課が所管している。」との答弁がありました。また、委員から、今後新たに五條市独自で個人番号等を利用する場合についてただしたのに対し、「その都度、必要に応じて追加していくことになる。」との答弁がありました。

なお、本議案の採決においては、一名の委員が賛否保留のため退席しました。

次に、議第五十九号 宇井防災コミュニティセンター条例の制定につきましては、本年九月に完成した「宇井防災コミュニティセンター」の設置及び管理に関する事項を定めるものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、地域の方々が集会的に自由に使用できるのかただしたのに対し、「地域の方々に使用していただくものである。」との答弁がありました。委員から、営業に関する使用についてただしたのに対し、「原則的には使用許可しないが、公益的であったり、地域住民のためになる場合等を考慮して判断していきたい。」との答弁がありました。また、委員から、施設の管理についてただしたのに対し、「五條市が直営管理するもので、大塔支所で実質管理する。」との答弁がありました。委員から、休日も含めた鍵の管理についてただしたのに対し、「大塔支所で管理し、休日等は事前に鍵を渡す等検討していく。」との答弁がありました。

次に、議第六十六号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定につきましては、募集要項及び仕様書の受取が四団体、現地説明会に三団体、申請が一団体あり、本年十月二十二日に開催された五條市指定管理者候補者選定委員会を選定された、アスカ美装株式会社を平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理者の点数についてただしたのに対し、「点数は八十三点で、規定では百点満点中七十点以上必要となる。」との答弁がありました。

次に、議第六十七号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定につきましては、募集要項及び仕様書の受取が四団体、現地説明会に四団体、

申請が一体あり、本年十月二十二日に開催された五條市指定管理者候補者選定委員会で選定された、株式会社図書館流通センターを平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するものであるとの当局的説明により了承した次第であります。委員から、募集要項等を配布した四団体についてただしたのに対し、「株式会社図書館流通センター、ナカバヤシ株式会社、日本管財株式会社、特定非営利活動法人NARA達者倶楽部である。」との答弁がありました。また、委員から、指定管理者の点数についてただしたのに対し、「九十二点である。」との答弁がありました。また、委員から、指定管理料についてただしたのに対し、「二千三百五十六万四千円である。」との答弁がありました。また、委員から、点数の内訳についてただしたのに対し、「五條市指定管理者候補者選定委員会での点数なので控えさせていただきます。」との答弁がありました。

次に、議第六十八号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定につきましては、五條市行政改革推進本部会議の結果、西吉野町内に事務所を置く法人団体とする条件付き公募により、現指定管理者が継続して応募することを可能とし、指定期間を三年間とする方針が出されました。募集要項及び仕様書の受取、現地説明会及び申請が一体あり、本年十月二十七日に開催された五條市指定管理者候補者選定委員会で選定された、和田自治会を平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するものであるとの当局的説明により了承した次第であります。委員から、土地の借上げ面積と借上料についてただしたのに対し、「面積は一、七四五平方メートルで、平米単価が五百十七円である。」との答弁がありました。委員から、土地を借り上げる基準額についてただしたのに対し、「新しく設けた基準で計算すると平米単価が百五十円であるので、今後粘り強く所有者と交渉してまいりたい。」との答弁がありました。また、土地借上料等につきましては、審査対象とはならないため、議員全員協議会を開催し、協議することを議長に申し入れました。

次に、議第六十九号 五條市大塔郷土館に係る指定管理者の指定につきましては、五條市行政改革推進本部会議の結果、非公募により、現指定管理者が継続して応募することを可能とし、指定期間を五年間とする方針が出され、本年十月二十七日に開催された五條市指定管理者候補者選定委員会で選定された、一般財団法人大塔ふる里センターを平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、点数は八十三点であるとの当局的説明により了承した次第であります。委員から、指定管理料と五條市大塔郷土館と隣にある歴史の蔵を併せた指定管理であるのかただしたのに対し、「両方併せた指定管理で、金額は三百七十万円である。」との答弁がありました。また、委員から、収益及び歴史の蔵の来館者数についてただしたのに対し、「収入は約五百九万六千円、歳出は約五百四万二千円であり、来館者数は月間二十人程度である。」との答弁がありました。

次に、議第七十二号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定につきましては、募集要項及び仕様書の受取が三団体、現地説明会に二団体、申請が一団体あり、十月二十日に開催された五條市指定管理者候補者選定委員会で選定された、桜井誠文堂を平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。市民会館の現状についていただいたのに対し、「先の九月定例会の決算審査特別委員会において、市民会館の事務所内が乱雑であったり、館内にスปีカーが放置された状態で、利用者に不愉快な思いをさせているとの指摘があり、すぐに口頭で整理するよう指示をするともに、十月一日付けで指定管理業務改善指示書を出し、指定管理者から改善する旨の報告を受けた。それ以後現在まで整理整頓されていることを確認している。今後も実地調査を行い、更なるサービスの質の向上等のため、適切な指導・助言に努めてまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、指定管理者を評価した時期についていただいたのに対し、「五條市指定管理者候補者選定委員会を十月二十日に開催し、委員に現地を確認してもらい評価したものである。」との答弁がありました。また、委員から、指定管理者の点数についていただいたのに対し、「八十点である。」との答弁がありました。また、委員から、指定管理の申請者が不在場合の対応についていただいたのに対し、「再募集をし、それでも申請がなければ、五條市の直営となる。」との答弁がありました。委員から、担当課として現状を把握して、適切な指導をお願いしたいとの意見がありました。

次に、議第七十三号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定につきましては、募集要項及び仕様書の受け取りが四団体、現地説明会に四団体、申請が三団体あり、本年十月二十日に開催された五條市指定管理者候補者選定委員会で選定された、アスカ美装株式会社を平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、隣接しているゲートボール場の指定管理についていただいたのに対し、「この指定管理に含まれている。」との答弁がありました。また、委員から、指定管理料と年間の利用者数についていただいたのに対し、「指定管理料は九百八十七万四千円で、平成二十六年度の利用者数は、コミュニティセンターが五千五百四十人、ゲートボール場が一千六百六人である。」との答弁がありました。また、委員から、収益についていただいたのに対し、「年間三十四万五千円である。」との答弁がありました。また、委員から、職員数についていただいたのに対し、「常勤が二名と非常勤一名の三名で運営している。」との答弁がありました。また、委員から、新規事業者に対する加点が十五点から五点になった経緯・経過についていただいたのに対し、「本年五月十四日開催の五條市行政改革推進本部会議において、十五点から五点に見直しを行ったもので、既指定管理者には経営意欲の更なる喚起、新規応募団体には市民サービスの一層の向上に資するよ

う、より質の高い提案の要請を行うため、当該加点について議論した結果、現行の十五点は大きすぎるとして、五点に変更する決定をしたものである。」との答弁がありました。また、委員から、地元業者に対する加点についてただしたのに対し、「制度化していない。」との答弁がありました。また、委員から、地元のNPO法人を育てる観点から加点することについてただしたのに対し、「今回の御指摘や他市町村においても地元団体への加点をしている事例もあるので、担当レベルで事後検証を行い、見直しが相当となれば、次回の五條市行政改革推進本部会議に提案してまいりたい。」との答弁がありました。また、市長の考えについてただしたのに対し、「アスカ美装株式会社について、本社は樺原市であるが五條市に営業所があり、雇用についても全て地元雇用をしている経過がある。今後は、NPO法人であったり、地元雇用が一番大事であり、地元の人を対象にしていくのは当然であると考えている。」との答弁がありました。また、委員から、五條市に営業所があることによる税収についてただしたのに対し、「法人市民税は市に納付される。」との答弁がありました。また、委員から、NPO法人を育てていくことが大事であるとの意見がありました。

次に、議第八十一号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきましては、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正で、まず、歳入歳出予算の補正としては三千七百八十八万八千円を追加し、予算総額を歳入歳出共に二百二億九千六百六十六万三千円とするもので、歳出予算の主な内容は、地域公共交通関係経費の追加として四百二十万三千円、選挙人名簿調製システム改修業務委託料九十一万三千円、障害者福祉施設開設準備経費助成事業補助金百万円、児童委託運営費の追加等二百六十六万五千円、中山間地域等直接払事業補助金並びに農地集積協力金交付事業補助金の追加五百九十四万四千円、中学校防犯カメラ設置工事費等四百八万六千円の追加であり、その財源は、国庫支出金、県支出金、繰越金、市債で賄うもので、債務負担行為の補正については、限度額一千九百万円、期間を平成二十七年から平成二十八年度とするコミュニティバス（五條コース）運行業務委託及び限度額一千五百五十万円、期間を平成二十七年から平成二十八年度とする障害者福祉システム改修業務委託の債務負担行為を設定するものであり、地方債の補正については、学校施設防犯設備設置事業の追加及び臨時財政対策債の変更であり、当局の説明により了承した次第であります。また、委員から、四中学校への防犯カメラの設置台数及び金額についてただしたのに対し、「裏門がない一校を除いて、正門と裏門に設置するので合計七台である。金額は一セット約七十万円である。」との答弁がありました。また、委員から、農地集積協力金交付事業補助金における反単価についてただしたのに対し、「地域集積協力金が三万六千円、耕作者集積協力金が二万円、経営転換協力金が五〇アール以下で三十万円である。」との答弁がありました。また、委員から、地域集積協力金の内容についてただしたのに対し、「大掛かりな土地の集積を図ってもらったところに対しての補助金である。」との答弁がありました。

たが、委員から、財源についてただしたのに対し、「一〇〇パーセント国からの補助金である。」との答弁がありました。また、委員から、コミュニティバス改造業務の内容についてただしたのに対し、「路線バスと同等の仕様へ変更する改造である。」との答弁がありました。委員から、ステップの改造は含まれているのかだしたのに対し、「含まれていない。」との答弁がありました。委員から、通院に使用するバスにも関わらずステップが高いことについてただしたのに対し、「真摯に受け止め、検討していく。」との答弁がありました。また、委員から、障害者福祉施設開設準備経費助成事業補助金の内容についてただしたのに対し、「障害者福祉施設を開設するにあたり、備品等の購入費に対し、準備資金として要綱に基づき百万円を限度として補助するものである。」との答弁がありましたが、委員から、補正予算となつた理由についてただしたのに対し、「施設の開設に対し、国・県の補助金の決定が七月末くらいになつたため当初予算に計上できなかった。」との答弁がありました。また、委員から、児童委託運営費の追加内容についてただしたのに対し、「内訳としては、市内の保育所分として、五條市の地域区分の変更により約五百四十万円、十一時間保育の単価導入により約九百四十万円、三歳児処遇改善加算の導入により約五百三十万円、保育処遇改善に関する補助金が扶助費として支給されるようになり約四百万円、なかよし保育園の加算率の変更により約三百四十万円、ちべん保育園に関して新たに減価償却費加算が導入され約二百八十万円それぞれ増額となるとともに、児童数が予算算定時より減少し五百五十万円の減額となり、合計約二千四百八十万円の増額となつた。また、市外の保育所に委託している分として同様に約二百五十万円の増額となり、合計で約二千七百三十万円となるものである。」との答弁がありました。また、委員から、中山間地域等直接払事業の財源内訳についてただしたのに対し、「国が五〇パーセント、県と市がそれぞれ二五パーセントである。」との答弁がありました。委員から、補正後の五條市の負担額についてただしたのに対し、「四千二百四十万五千二百三十五円である。」との答弁がありました。また、委員から、債務負担行為のコミュニティバス（五條コース）運行業務委託の内容についてただしたのに対し、「南奈良総合医療センターへの通院ラインを含めた五條コース全般の委託である。」との答弁がありました。委員から、現行のバスと別にもう一台運行するのかただしたのに対し、「現行のバスと奈良交通株式会社が用意するバスの二台により運行する。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された九議案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、学校適正化の進捗状況について報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る七日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定についての反対討論を申し上げます。

この条例の根拠法は国会で可決されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が根拠法律となっております。この法律の内容を一口で申し上げますと、国民の皆さん一人ひとりに通知番号の了解をもらって、申請に基づいて個人番号を確定して、その個人番号カードで五條市であれば条例の第四条に決まっております範囲内で、五條市行政が市民の個人情報を掌握できると、そしてその掌握した個人情報をも五條市の条例第五条では、条例で決められた機関へ提供できるということになるわけでありまして、五條市も今回この条例を実施するにあたって提出されたわけでありまして、日程としては、もう御存じのように、今年十月から市民の皆さん一人ひとりに通知番号カードが送られて申請してくださいという通知が出されております。来年一月からは個人番号の利用が始まると、その利用は先ほど申し上げました第四条の範囲内で個人番号によって市民の個人情報が掌握できると、また条例の範囲内で他の機関へも提供できるということになります。そしてこの制度は大変市民の皆さんのメリットがあるということで、市民の皆さん方に通知されました通知票にたくさん書いてあります。本人確認の際の身分証明書としても使えるし、そのほかコンビニなどの各証明書の取得にも使える、またセキュリティもしっかりしているのだということで、明らかにされておるわけですが、しかしですね、そういうメリットもあるということでありまして、私はこの制度の危険性と国民、市民への負担がいかに大きいかということを明らかにして、反対をするものでございます。

危険性につきましては、個人番号カードの使用がまだ始まっていないのに、もう大きな問題が発生しているわけです。その情報を申し上げますと、茨城県の取手市では十月五日から九日まで市内の自動交付機で発行された住民票に住民の請求がないにもかかわらずマイナンバーの個人番号が印刷されておつたと、そして住民は気付かずに金融機関や都市再生機構、法務局、警察などに提出し、第三者に番号を知られてしまったと、まだ本格的にスタートしていないのにこんな事件が起こったわけですね。この漏えいに対してシステムの委託業者は住民票に記載しない設定をしたと思い込んでいたと、思い込んでいた、ですね、こんな重要な個人情報を、取手市も番号が印刷されないことをテストで確認しなかったと、もうスタート前からこんなことが起こっているわけですね。

そしてマイナンバーとは直接関係する漏えいではありませんけれども、堺市では以前選挙管理委員会に勤務しておつた男性職員が六十八万人分もの堺市民の個人情報を持ち出して、インターネット上に流していたということです。そのほかマイナンバーには関係ありませんけれども、個人情報の漏えいはこの間日本ではたくさん起こっております。幾つか明らかにしておきますと、今年の六月、日本年金機構の職員のパソコンが外部から送られたメールを介してウィルスに感染し、約百二十五万件にも上る個人情報流出したことが発覚しましたね。そしてこの個人情報流出した不安につけ込んだ詐欺事件も発生して、詐欺で多くの人がだまされているわけですね。また同じ今年の六月、東京商工会議所の事務局職員のパソコンがやはりメールを介してウィルスに感染し、最大で一万二千件を超える会員企業などの個人情報流出しております。去年ですけれども、大手通信教育ベネッセコーポレーションから顧客情報が一千万件以上も不正に持ち出され、名簿業者に売却された事件が起こっているわけですね。

このマイナンバー法に関して我が党の国会議員が国会で明らかにしたのは、この制度は一〇〇パーセント情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築はもう不可能だと、もう一つは意図的に情報を盗み売る人間が今大勢いるんだと、そして一度漏れた情報は流通売買され、取り返しがつかないというふうに、幾らセキュリティがしっかりしているとかいろいろと言われても、もう既に出発前からこんな漏えいが起こっているわけですね。

したがって、大変な問題が発生する可能性のある法律であり、法律に基づく五條市の条例になるのではないかなというふうに考えると、ころでございます。

そして、国民の五條市民の負担はどうかと言いますと、大体この制度は来年、また次の年ということで掌握できる個人情報はだんだん年数がたつていくごとに増えていきます。当面は社会保障と税金と災害の三分野の九十八行政事務くらいですね。今私が挙げた条例の第四条がこ

れに該当すると思うんですけどもね、また何年かたったらまた増やしていくんですね。この制度を最終的にやり遂げようと思えば、導入費用は約三千億円、一年間のランニングコストは三百億円、これは全部国民と五條市民の負担に関係していくわけですね。

先ほども申し上げましたように、詐欺に使われて、詐欺でだまされてお金を取られている人も出てきているわけですね。だから国会で可決した法律に基づく五條市の条例ではありませんけれども、私は反対しなければならぬということで反対させていただいております。

そしてまた、議会の議案の論議の中では言われておりますけれども、個人カードの申請の案内が届いていますけれども、申請するかどうかはその人、市民の任意で、これは強制ではないわけですね。また同時に、個人番号の記載ですね、法律で義務付けられておりますけれども、記載しなくても罰則はないわけですね。そしてもう一つ重要なことは、カードを私はもう作らないという方がおると思いますね。私もまだ出しておりませんけれども、カードを持たないことで市民の皆さん方に不便はないのかということですね、なくても行政手続は今までと同じ事務でできるということになるわけですね。委員長報告にも一部ありましたけれどもね。だからこれは市民の皆さん方に親切に十月に出された資料の中では入っていないと思いますね。だからそういう市民の皆さん方への事前の必要最小限の説明も私は不足しているのではないかなというふうに思います。

以上、申し上げました根拠でもって、この条例には反対をさせていただく次第でございます。

どうも御静聴ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）次に、山口耕司議員の発言を許します。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）それでは議長より発言の許可をいただきましたので、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の制定について、原案に賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

御案内のとおり番号法は平成二十七年十月五日に施行され、平成二十八年一月一日から社会保障の手続、税務関係の手続、災害対策の分野で個人番号の利用が開始されます。これに伴い、法に定められていない市の独自事務、庁内連携、他機関への情報提供での利用について条例を制定することが義務付けられています。

本条例案は現在別表一において十五の独自利用事務、別表二において十八の事務、別表三において一つの事務について、個人番号と特定個

人情報の利用及び提供ができることになっております。

今後も番号法の改正に伴い、必要があれば選出の委員会におきまして条例を追加されることと聞いております。本条例案によって独自で個人番号を利用するということで、セキュリティ対策も重要となってまいります。基本方針を設定し、さらに管理規定を設け、セキュリティ対策に万全を期すこととされていることから、番号の利用が開始されるまで、本議会におきまして条例案の制定が必要であると判断し、この議案に賛成の立場から討論とさせていただきます。

議員各位には何とぞ御理解、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀） 以上で討論を終結いたします。

これより本九議案を議案ごとに採決いたします。

初めに、議第五十七号、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀） 起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、議第五十九号 宇井防災コミュニティセンター条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、議第六十六号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、議第六十七号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、議第六十八号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、議第六十九号 五條市大塔郷土館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、議第七十二号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、議第七十三号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、議第八十一号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第四号）議定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二、議第五十八号、議第六十三号、議第六十四号、議第七十号、議第七十一号、議第七十四号から議第七十九号及び議第八十二号の十二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会岩本孝委員長。

〔厚生建設常任委員長 岩本 孝登壇〕

○厚生建設常任委員長（岩本 孝）ただいま議題となりました議第五十八号、議第六十三号、議第六十四号、議第七十号、議第七十一号、議第七十四号から議第七十九号及び議第八十二号の十二議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、七日の本会議において当委員会に付託され、九日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十八号 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例の制定につきまして、現行の要綱を条例化することが望ましいとの理由で、平成二十七年十月に県から条例準則が示されたため、本条例を制定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第六十三号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険財政健全化のために保険税率を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、今回改正されれば平成三十年度に県下統一されるまではこの保険税率なのかただしたのに対し、「平成二十八年度と平成二十九年度はこの保険税率を見込んでいます。」との答弁がありました。また、委員から、五條市国民健康保険運営協議会での説明の内容についてただしたのに対し、「国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の三種類から構成されており、それぞれが所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額から構成されている。三種類の合計として、所得割が十二・五パーセント、資産割は廃止、均等割が一人当たり四万三千三百円、世帯均等割は介護納付金課税額については廃止されるため、二つの合計が二万六千七百円となる。」との答弁がありました。委員から、所得が一番低い方でも所得割額は引き上げになるのか。また、資産割の対象についてただしたのに対し、「基本的に所得割については、引き上げになるが、資産割がある方に関しては、資産割が廃止されることにより結果として下がる方もいる。また、資産割の対象は土地と家屋に係る固定資産税である。」との答弁がありました。また、委員から、五條市国民健康保険運営協議会で答申案に賛成した人数についてただしたのに対し、「本年十月二十九日に開催

された五條市国民健康保険運営協議会には十三人出席され、三案提案をした。第一案は県統一準備型で、本議案として提出しているものであり、平成三十年度に奈良県に財政が統一される場合に段階的に上がるよう増加率を十二・九パーセントとするもので、賛成者は十名であった。第二案は収支均衡型で、一般会計から基準外繰入れをせずに財政運営をすると増加率が四九パーセントとなるもので、賛成者はゼロ名であった。第三案が現行税率を据え置くもので、賛成者は二名であった。」との答弁がありました。また、委員から、県統一後、五條市の国民健康保険税の決定は五條市議会であるのか。また、国民健康保険税の税金の管理は五條市でするのかたまたまに對し、「税率は五條市議会で決定し、税金の管理については、五條市が税金を集め納付金として奈良県に納め、奈良県が財政運営するものと考えている。」との答弁がありました。また、委員から、今回の改正でホームペー
ージ等で被保険者の皆様にできるだけ周知できる方法を検討し周知に努めたい。」との答弁がありました。また、委員から、今回の改正で基準外繰入れの解消額についてただしたのに對し、「約七千七百万円を見込んでいます。」との答弁がありました。また、委員から、若い皆さんの安定した生活のためにも、できるだけ一般会計から基準外繰入れをして国民健康保険税を県統一までは上げずに頑張ってもらいたいとの意見がありました。

次に、議第六十四号 五條市斎場条例の一部改正につきましては、斎場使用に係る使用料金の市内の定義を見直すものであるとの当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第七十号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定につきましては、管理運営上の経緯や特殊性により団体が特定されるため、指定管理者を非公募とし、本年十月二十三日に開催された五條市指定管理者候補者選定委員会で選定された、社会福祉法人五條市社会福祉協議会を平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。また、委員から、指定管理料についてただしたのに對し、「三百五十四万一千円であり、平成二十七年までは三百八万一千円である。」との答弁がありました。また、委員から、施設は築三十年以上たっているが現状のままでいけるのかただしたのに對し、「築三十五年が経過している。福祉避難所にも指定されているので耐震工事等も考えていかなければならないが、現在は予定がない。」との答弁がありました。また、委員から、計画性を持ってやってもらいたいとの意見がありました。

次に、議第七十一号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定につきましては、二団体から応募申請があり、本年十月二十六日に開催された五條市指定管理者候補者選定委員会で選定された、特定非営利活動法人大和社中を平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一

日までの期間、指定管理者として指定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、他の申請団体及び点数についてただしたのに対し、「名称はグループ新栄、住所は五條市中町一〇番地の二、点数は特定非営利活動法人大和社中が八十四点、グループ新栄が五十四点である。」との答弁がありました。委員から、新規事業者に対する加点が十五点であった根拠と五点になった理由についてただしたのに対し、「本年五月十四日開催の五條市行政改革推進本部会議において、十五点から五点に見直しを行ったもので、既指定管理者には経営意欲の更なる喚起、新規応募団体には市民サービスの一層の向上に資するよう、より質の高い提案の要請を行うため、当該加点について議論した結果、現行の十五点は大きすぎるとして、五点に変更する決定をしたものである。十五点の根拠については、承知していないが、五條市行政改革推進本部会議において議論して決定したものと考えている。」との答弁がありました。また、委員から、過去に新規団体が十五点の加点が反映されて指定管理者となった事例についてただしたのに対し、「平成二十四年度に五條市立図書館の指定管理者の選定において、十五点の加点により新規団体が候補者に選定された事例がある。」との答弁がありました。委員から、五條市老人憩の家の採点表の提示についてただしたのに対し、「後刻、委員の名前を伏せたものを提示する。」との答弁がありました。また、委員から、指定管理者制度の導入目的についてただしたのに対し、「民間事業者・NPO法人の活力やノウハウを活用し、経費縮減・利用者のニーズに対応したきめ細やかな行政サービスを目的に導入している。」との答弁がありました。委員から、指定管理者制度導入後の施設に対する評価についてただしたのに対し、「指定管理者の運用状況については、モニタリング制度を設けてチェックをしているとともに、利用者の方にはアンケートにより意見を聞いているが、おおむね好評をいただいている。」との答弁がありました。委員から、新規参入団体で充実した企画等を示したところには目を向けていただくとともに、運営に際してはしっかりと指導も行ってもらいたいとの意見がありました。また、委員から、申請のあった二団体が示した指定管理料についてただしたのに対し、「特定非営利活動法人大和社中が九百四十万円、グループ新栄が九百十万円である。」との答弁がありました。委員から、施設の運営体制についてただしたのに対し、「人員は六名、車両は所有者が五條市で使用者が特定非営利活動法人大和社中であり、今年二十六人乗りのマイクロバスから十四人乗りのワンボックスタイプの車両に入れ替えたものである。」との答弁がありました。委員から、車両の状況については公募時に同様の情報が提供されていたのかただしたのに対し、「元々五條市所有のマイクロバスの管理も含めて指定管理に出している状況である。」との答弁がありました。委員から、車両を入れ替えるという情報も共有していたのかただしたのに対し、「新車に入れ替えるという情報は提供していない。」との答弁がありました。また、委員から、施設の運営時間についてただしたのに対し、「午前九時から午後五時までである。」との答弁がありました。また、委員から、常時いる職員数につ

いてただしたのに対し、「運転手を除いて二名である。」との答弁がありました。委員から、この金額で運営してもらっているが、更にサービスの向上を目指した取組を行ってもらえる余力があるのか心配である。今後は、指定管理者とも協議した上でサービスの向上に努めてもらいたいとの意見がありました。また、委員から、アンケートの結果にあった、予約が取りにくい状況についてただしたのに対し、「カラオケ機器を設置している大広間の貸館予約において、大変人気があり予約が取りにくい状況となっている。」との答弁がありました。また、委員から、最初に指定管理をしたときと、今回の指定管理料及び使用料の収入先についてただしたのに対し、「指定管理料は、指定管理を始めた平成二十四年度が八百八十八万円、今回は九百十四万千円である。また、使用料は指定管理者の収入となる。」との答弁がありましたが、委員から、指定管理料が上がった理由についてただしたのに対し、「電気代の値上げ及び消費税の改定に伴う増額である。」との答弁がありました。

次に、議第七十四号 五條市大塔総合案内センターに係る指定管理者の指定について、議第七十五号 五條市大塔山村体験実習センターに係る指定管理者の指定について、議第七十六号 五條市大塔水車施設に係る指定管理者の指定について、議第七十七号 五條市大塔ふれあい交流館に係る指定管理者の指定につきましては、本来、指定管理者の募集は公募することになっているが、当該四施設については公募をせず、非公募として一般財団法人大塔ふる里センターを申請団体とした。本年十月二十七日に開催された五條市指定管理者候補者選定委員会で指定管理者候補として選定された一般財団法人大塔ふる里センターを平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理料についてただしたのに対し、「今年度と同じ三千七百五十万円である。」との答弁がありました。また、委員から、水車施設への発電装置の設置についてただしたのに対し、「発電装置が設置できるか検討してまいりたい。」との答弁がありました。また、ふれあい交流館で働いている職員の研修についてただしたのに対し、「現在研修等は行っていないが、今年度から企業観光戦略課付けで、事務局長を一名配置し指導をしている。今後なお一層指導及び研修等も行ってまいりたい。」との答弁がありました。

次に、議第七十八号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきましては、募集要項及び仕様書の受取が三団体、現地説明会に三団体、申請が一団体あり、本年十月二十七日に開催された五條市指定管理者候補者選定委員会で選定された、まちづくり改革推進&Real Styleグループを平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、点数は八十二点、指定管理料は一千六百三十万円であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、初めて指定管理をした時期とそのときの

指定管理料についていただいたのに対し、「平成二十一年十月一日から指定管理者による管理をしている。指定管理料は最初の六箇月が六百九十五万円、その後の一年は一千五百九十万円である。」との答弁がありました。また、委員から、使用料の収入先についていただいたのに対し、「使用料は指定管理者の収入となる。」との答弁がありました。また、委員から、各施設の指定管理者の指定についての議案には、指定管理料が記載されていないことについていただいたのに対し、「指定管理者制度については、契約ではなく協定であるため議案の書式としては問題ないものである。」との答弁がありました。また、委員から、使用料については、全て指定管理者の収入にすることがいいのかという意見がありました。また、委員から、指定管理者の代表者の変更についていただいたのに対し、「団体の事情により、所定の手続をして団体に属している方で代表者を変更することは可能である。」との答弁がありました。また、委員から、市直営でした場合の市の負担と指定管理料の比較についていただいたのに対し、「業務仕様書において算出した市直営管理の場合の実質運営経費は税込み一千七百八十万円で、指定管理者が提出した指定管理料が一千六百三十万円であり、百五十万円ほど安価となっている。」との答弁がありました。また、委員から、市直営であった平成二十四年度の利用件数と指定管理している年度の利用件数についていただいたのに対し、「平成二十三年度が二百六十二件、一万二千六十人、市直営であった平成二十四年度が二百四十二件、一万三千五百八十九人、平成二十五年度が二百六十件、一万九千八百五十六人、平成二十六年度が三百二十八件で一万八千人程度の利用があった。」との答弁がありました。また、委員から、阿田峯公園の体育館の使用料と他の体育館の使用料との統一性についていただいたのに対し、「阿田峯公園の体育館の使用料は把握しているが、他の体育館の使用料は把握していない。」との答弁がありました。また、委員から、（仮称）五條総合体育館が来年完成するので、市民のニーズにあった使いやすい体育館となるような運営計画をお願いしたいとの意見がありました。また、委員から、平成二十六年年度の使用料収入についていただいたのに対し、「百二十八万七千九百円である。」との答弁がありました。また、委員から、施設の維持管理費に対する市と指定管理者との負担割合の基準及び今日まで五條市が負担した大まかな維持管理費についていただいたのに対し、「修繕料で一件三十万円を超えるものは市の負担となる。また、指定管理を始めてから市が負担した修繕は承知している範囲においては無い。」との答弁がありました。また、委員から、この施設の指定管理者だが、二つの団体が一つになっている理由と問題はないのかいただいたのに対し、「五條市内の特定非営利活動法人まちづくり推進改革協議会と大和高田市にある株式会社 Real Style がグループを組んでおり、前者はコストの削減や効率の良い全体の運営管理を行い、後者は若い世代の意向を反映できる感性和行動力があり、スポーツ教室、指導者講習会及びイベントの開催を行っているものである。また、指定管理者制度に係る基本方針の中でグループを構成して応募することは可能であると明記している。」との答弁がありました。

次に、議第七十九号 南和広域医療組合規約の一部改正につきましては、新病院を健全に運営するための体制を強化するとともに、経営に対する責任体制を明確にすることを目的として、平成二十八年度から組合の病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、本規約の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、五條市の負担割合についてただしたのに対し、「五條市の負担割合は二九・九五パーセントである。」との答弁がありました。また、委員から、ガバナンス体制の意味と現在の南和広域医療組合に適用されている法律についてただしたのに対し、「ガバナンスの意味は、統治、意思統一という意味がある。また、現在は地方公営企業法の一部が適用されている。」との答弁がありました。また、委員から、管理者・副管理者である知事及び市町村長が設置者・オーナーとして経営に関わることに付いてただしたのに対し、「現在、知事及び市町村長は理事者として組合議会に出席しているが、移行後は企業長が設置され、議会に出席することになる。知事及び市町村長は議会に出席しないが、重要案件について運営会議に出席し審議するものである。」との答弁がありました。

次に、議第八十二号 平成二十七年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ一千二百万円を追加し、総額を十一億五千七百三十万円とするもので、歳出としては、流域関連公共下水道工事費一千二百万円を追加し、その財源は社会資本整備総合交付金六百万円と公共下水道事業債六百万円で賄うものである。内容としては、国道二四号歩道設置事業の進捗に伴い、用地交渉の過程における家屋等の移転に対して早急に下水道を新設する必要があるものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、国道二四号には下水道は完備されていると思うが、今回の追加の内容についてただしたのに対し、「国道二四号に埋設しているのは奈良県の流域下水道であり、家庭からは直接接続できないもので、市の公共下水道により各家庭から本管に接続するための工事である。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された十二議案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、議第六十三号は起立多数により、その他の議案については全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、応急診療所の移転について、みどり園の中継所に関する経過報告について、花咲寮の進捗状況について報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本十二議案を議案ごとに採決いたします。

初めに、議第五十八号、五條市重度心身障害老人等医療費助成条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、議第六十三号 五條市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、議第六十四号 五條市斎場条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、議第七十号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、議第七十一号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、議第七十四号 五條市大塔総合案内センターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、議第七十五号 五條市大塔山村体験実習センターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、議第七十六号 五條市大塔水車施設に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、議第七十七号 五條市大塔ふれあい交流館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、議第七十八号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、議第七十九号 南和広域医療組合規約の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、議第八十二号 平成二十七年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 意見調整のため暫時休憩いたします。

午前十一時十九分休憩に入る

（休憩後再開するに至らなかった）